

平成31年度 建設資材価格等調査（実態調査・特別調査）業務委託 仕様書（案）

1 通則

本調査の遂行にあたっては、契約書によるほか、本仕様書によるものとする。

2 業務の目的

本調査は、三重県が発注する建設工事の予定価格算出のための設計単価の基礎資料を得ることを目的とする。

3 業務の内容等

業務内容等は、別紙1「建設資材価格等実態調査実施要領」及び別紙2「建設資材価格等特別調査実施要領」によるものとする。

4 打合せ・協議

本業務の実施にあたり、受注者は発注者と適宜打合せ・協議を行うものとする。

また、業務内容に疑義を生じた場合は、発注者・受注者双方で協議のうえ決定するものとする。

5 履行期間

本業務の履行期間は契約日から2020年3月27日とする。

6 調査員

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたる担当員を定め、発注者に通知するものとする。また、受注者は、本業務の遂行上の管理を行う実施責任者を定め、発注者に通知しなければならない。
- (2) 発注者が実施責任者、担当員を不相当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求められることができる。

7 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

8 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

9 不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 受注者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。